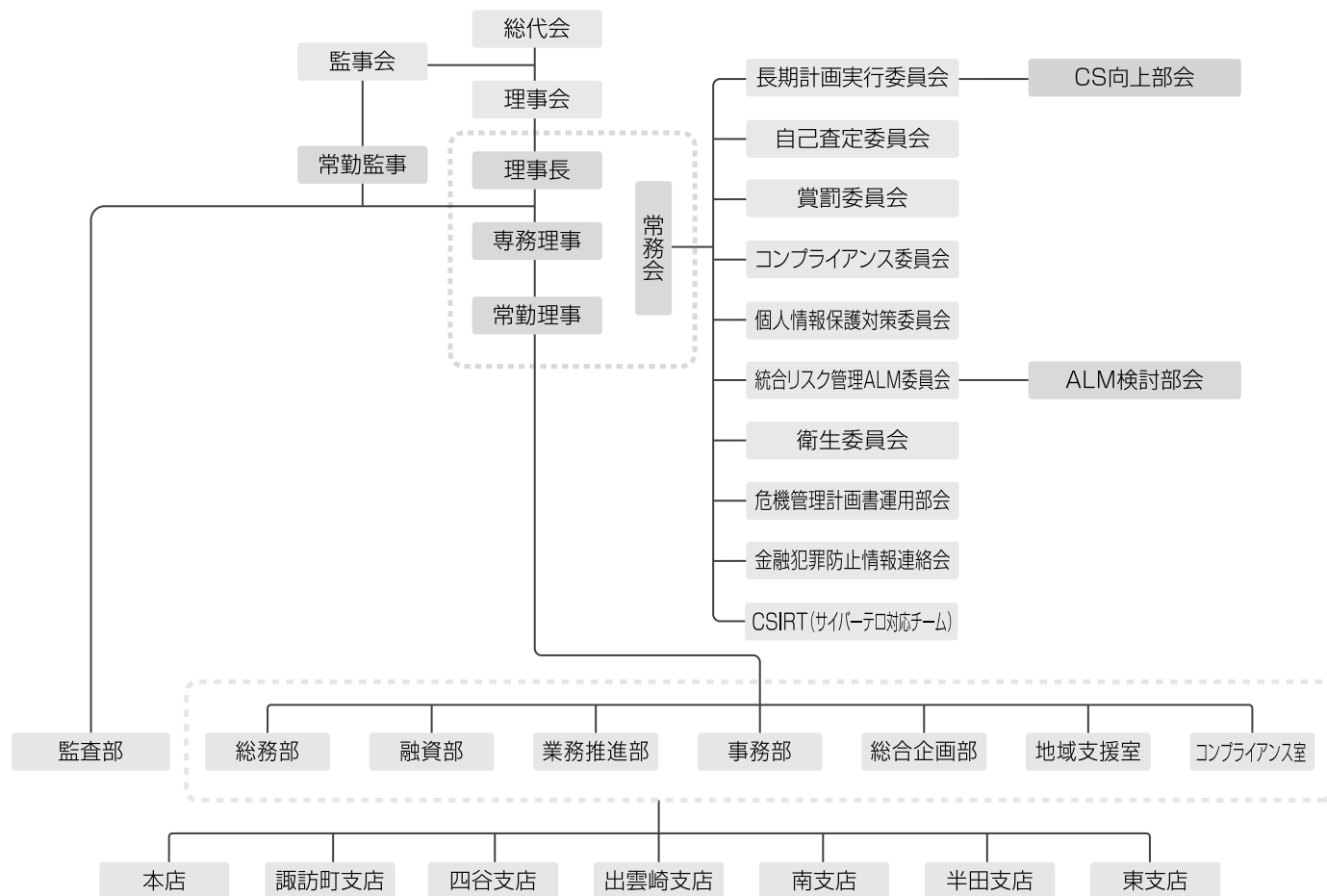


開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則及び金融再生法に定められた開示項目のほか、主要な経営指標などを任意開示項目として盛り込んで作成しております。

1 金庫の概況及び組織に関する事項 1		
(1) 事業の組織	②預金に関する指標 5	③三月以上延滞債権（貸出金のみ）
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性	④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
(3) 会計監査人の氏名	預金、その他の預金の平均残高	⑤正常債権
(4) 事務所の名称及び所在地	イ.固定金利定期預金、変動金利定期	信用金庫法開示債権及び金融再生法
	預金の区分ごとの定期預金の残高	開示債権の保全・引当状況
2 金庫の主要な事業の内容 2		
	③貸出金等に関する指標 5～6	(3) 自己資本の充実の状況 21～33
	ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び	(4) 有価証券に関する取得価額又は契約
	割引手形の平均残高	価額、時価及び評価損益 7
	イ.固定金利及び変動金利の区分ごと	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の
	の貸出金の残高	増減額 20
	ウ.担保種類別の貸出金残高及び債務	(6) 貸出金償却の額 20
	保証見返額	(7) 信用金庫法による会計監査人の監査 19
	エ.使途別の貸出金残高	
	オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の	6 報酬等に関する事項 14
	総額に占める割合	
	カ.預貸率の期末値及び期中平均値	7 事業年度の末日における重要事象等
	④有価証券に関する指標 7	該当なし
	ア.有価証券の種類別の残存期間別の	
	残高	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、
	イ.有価証券の種類別の平均残高	および財務諸表作成に係る内部監査の
	ウ.預証率の期末値及び期中平均値	有効性を確認した旨の代表者署名 19
	エ.市場価格のない株式等及び組合	
	出資金	
	⑤金銭の信託 7	
3 金庫の主要な事業に関する事項		
(1) 直近の事業年度における事業の概況 2～3		
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 3		
①経常収益		
②経常利益又は経常損失		
③当期純利益又は当期純損失		
④出資総額及び出資総口数		
⑤純資産額		
⑥総資産額		
⑦預金積金残高		
⑧貸出金残高		
⑨有価証券残高		
⑩単体自己資本比率		
⑪出資に対する配当金		
⑫役員数		
⑬職員数		
⑭会員数		
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		
①主要な業務の状況を示す指標 4	4 金庫の事業の運営に関する事項	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務	(1) リスク管理の体制 8	
純益、実質業務純益、コア業務純益	(2) 法令遵守の体制 9～12	
及びコア業務純益（投資信託解約	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化	
損益を除く。）	のための取組み（「当金庫の取組み」に掲載）	
イ.資金運用収支、役務取引等収支及	(4) 金融ADR制度への対応 13	
びその他業務収支		
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の	5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分	
エ.受取利息及び支払利息の増減	計算書又は損失金処理計算書 15～19	
オ.総資産経常利益率	(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるもの	
カ.総資産当期純利益率	の額及びその合計額 20	
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
	②危険債権	

事業の組織図（2025年6月末現在）



理事・監事の氏名及び役職名（2025年6月末現在）

理事長（代表理事）	小出 昭夫	非常勤理事	渡部 智史（※１）
専務理事（〃）	霜田 直也	〃	柳 清岳（※１）
常勤理事	小熊 栄子	〃	佐藤 二三昭（※１）
〃	小林 伸光	〃	大塚 秀一（※１）
〃	細山 広希	常勤監事	金子 達弥
		非常勤監事	吉田 八重子（※２）

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名（2025年6月末現在）

森山昭彦公認会計士事務所 公認会計士 森山 昭彦氏
和田亮公認会計士事務所 公認会計士 和田 亮氏

事務所の名称及び所在地 (2025年6月末現在)

本部	柏崎市東本町1丁目2番16号	TEL.0257(24)3321	出雲崎支店	三島郡出雲崎町大字川西140番地2	TEL.0258(78)3101
本店	柏崎市東本町1丁目2番16号	TEL.0257(22)2101	南支店	柏崎市穂波町8番11号	TEL.0257(24)1551
諏訪町支店	柏崎市諏訪町11番32号	TEL.0257(23)2236	半田支店	柏崎市半田2丁目6番17号	TEL.0257(24)8211
四谷支店	柏崎市四谷2丁目4番43号	TEL.0257(23)3530	東支店	柏崎市大字上田房1307番地1	TEL.0257(32)2040

金庫の主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

貸出業務

- ① 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- ② 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

附帯業務

- | | | |
|--|---|---|
| ① 代理業務
ア.日本銀行歳入代理店業務
イ.地方公共団体の公金取扱業務
ウ.株式払込金の受入代理業務
エ.信金中央金庫等の代理貸付業務 | ⑤ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
⑥ 保険商品の募集業務
(保険業法に基づく保険募集)
⑦ スポーツ振興くじの払戻業務
⑧ 電子債権記録業に係る業務
⑨ 確定拠出年金法により行う業務
⑩ 企業等の合併・買収及び営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導 | ⑪ 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導
⑫ 高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等
⑬ 企業等の事務受託業務
⑭ 前各号の業務に付帯又は関連する手数料 |
| ② 保護預かり及び貸金庫業務 | | |
| ③ 債務の保証 | | |
| ④ 公共債の引受 | | |

直近の事業年度における事業の概況

① 事業方針

今期は中期経営計画「第5次ACTIVE21」（令和5年度～7年度）の中間年度であり、経営理念である「地域との共生」を根底に据え、基本方針である「お取引先の元気に貢献する」「地域の活力に貢献する」を一層進化させてまいりました。また、「アフター100年」の重点施策として、「適正利益の確保」「基本方針・経営方針にもとづく行動の実践」「環境変化を踏まえた職員の能力・資質の向上」を掲げ活動を展開してまいりました。

また、弊金庫が代表構成機関を務める地域プラットフォーム「かしわざき広域ビジネスネットワーク」の活動についても、構成機関である柏崎商工会議所・各商工会・新潟工科大学・新潟産業大学・コンサル会社の他、行政などとも連携した産学官金連携による多様化する顧客ニーズに応えてまいりました。「外部連携」では、取引先の課題解決に向けた取組みとして外部支援専門家を活用し22社の支援を実施したほか、新潟県中小企業活性化協議会へ継続的に職員を派遣し、専門の知見を吸収することでお取引先の各種ニーズに対応すべく人材の育成に努めてまいりました。「事業承継支援」では、中小企業基盤整備機構のコーディネーターと連携するなど、事業承継アンケートにて必要性を把握した7先を対象とした伴走支援を行ってまいりました。

「販路拡大支援」では、「地域ブランドづくり支援事業」で2社の商品開発が採択された他、業界ネットワークを活用した東京東信用金庫主催の「ひがしんビジネスフェア2024」及び城南信用金庫が事務局を務める全国規模の「よい仕事おこしフェア大商談会」への参加が定着化してまいりました。また、「創業支援」では、「柏崎・社長のたまご塾」第19期の受講が修了し、これまでに卒業生214名、創業者65名を輩出しております。地域経済は引き続き人口及び事業所数の減少によりマーケットの縮小懸念や、コロナ禍以降疲弊した経済環境の回復が求められるなど、課題が山積しておりますが、持続可能なビジネスモデルの視点に立ち、事業者の課題解決営業を深掘りしながら、経営改善支援や本業支援に金融をドッキングさせる業務展開を実践してまいりました。

今後も、「おらがまちの金融機関」として評価していただけるよう、役職員一丸となってお取引先や地域の諸課題に対処してまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2 金融経済環境

国内経済は、昨年の春季労使交渉を受けた所定内給与の上昇や企業収益の改善に支えられた賞与の増加などを受けて、個人消費に前向きな動きがみられるほか、設備投資の増加につながっているなど、全体としては緩やかな回復基調を維持しています。しかしながら、中小企業の中には物価上昇分を十分価格転嫁できていない中でも人材確保のために賃上げせざるを得ないといった先もあり、また、日本銀行の政策金利が急ピッチに上昇すれば、資金調達コストが上昇し、中小企業の業況の更なる下押し要因になる可能性があります。また、海外情勢に目を転じると、ウクライナ侵攻や中東情勢の長期化、中国とアメリカの対立など、国際的な政治情勢の動向次第では、サプライチェーンの混乱や資源・穀物価格の高騰を再び起こす可能性があり、世界経済の下押し圧力となることが懸念され、依然として不確実性が高い状況が続いています。

こうした情勢のもとで、信用金庫の主要取引先である中小企業は急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化し、さらにデジタル化への対応や脱炭素の取組みといった新しい経営課題にも直面しています。

3 業 績

預金積金は期末残高で101,220百万円（前期比0.12%減）、期中平均残高で103,754百万円（同0.49%増）となりました。内訳として、定期性預金は期末残高で53,050百万円（同2.10%減）、要求払預金は48,158百万円（同2.14%増）となりました。一方、貸出金は、期末残高で48,429百万円（同1.99%増）、期中平均残高で47,799百万円（同1.63%増）となりました。

損益面は、資金運用収益1,195百万円（前期比3.01%増）、役務取引等収益131百万円（同6.40%増）により経常収益1,385百万円（同4.37%増）。資金調達費用81百万円（同126.74%増）、役務取引等費用136百万円（同1.93%増）、経費953百万円（同5.54%増）により経常費用1,324百万円（同18.64%増）。経常利益60百万円（同71.26%減）、当期純利益61百万円（同64.77%減）となりました。

4 事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題

国内の金融環境は、日本銀行が政策金利の引き上げに転じ、「金利ある世界」へ回帰したことにより、今後も金融市場変動が予想される中、引き続き資金運用面におけるポートフォリオ管理に留意する必要があります。

こうした中、弊金庫においては、コロナ禍以降、引き続き影響を受けているお取引先、また、物価上昇局面で価格転嫁できておらず資金繰りに影響を受けているお取引先に対して適切な金融支援に取組んでまいります。また、事業者の実情に応じた経営支援や事業再生支援等に取り組むとともに、事業承継に課題をもっているお取引先が増加している中、十分に支援してまいります。

このほか、国から「資産所得倍増プラン」が示されている中で、引き続きNISA制度の普及・活用等の促進を図ると共に、特殊詐欺等の金融犯罪防止や、サイバーセキュリティ、マネロンテロ資金供与対策強化といった問題にもより一層適切な対応を行ってまいります。

このような金融環境の変革に対して、適切に対処しながら、協同組織金融機関としての原点である「相互扶助」の精神を念頭に置き、地域産業育成と地域住民繁栄に資する仕組みを守りながら、新しい時代に向けたブランドを確立し、経営目標の実現に向けて役職員一同が邁進することで、一層皆様方の信頼を得てまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

主要な事業の状況（直近5事業年度）

【最近5年間の主要な経営指標の推移】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	1,370,058 ^{千円}	1,235,772	1,302,243	1,327,129	1,385,173
経常利益	124,727 ^{千円}	105,539	132,624	210,633	60,532
（又は経常損失（△））					
当期純利益	127,422 ^{千円}	102,348	167,751	175,229	61,715
（又は当期純損失（△））					
出資総額	561 ^{百万円}	565	565	565	564
出資総口数	1,122 ^{千口}	1,130	1,130	1,130	1,129
純資産額	4,795 ^{百万円}	4,097	2,950	2,954	2,118
総資産額	104,014 ^{百万円}	108,042	101,636	104,721	103,692
預金積金残高	98,833 ^{百万円}	99,226	98,347	101,344	101,220
貸出金残高	47,877 ^{百万円}	45,898	46,169	47,483	48,429
有価証券残高	30,175 ^{百万円}	34,121	33,221	33,257	31,344
単体自己資本比率	12.87 [%]	12.47	13.26	13.07	13.13
出資に対する配当金 （出資1口当たり）	10.0 ^円	7.5	7.5	7.5	7.5
役員数	12 ^人	11	11	11	11
うち常勤役員数	7 ^人	6	6	6	6
職員数	85 ^人	81	80	76	76
会員数	6,802 ^人	6,409	6,344	6,236	6,177

事業の状況(直近2事業年度)

① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)

② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

[業務粗利益] (単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
資金運用収支(A-B)	1,124,494	1,114,254
資金運用収益(A)	1,160,350	1,195,388
資金調達費用(B)	35,855	81,133
役務取引等収支(C-D)	△ 9,806	△ 4,462
役務取引等収益(C)	123,774	131,698
役務取引等費用(D)	133,580	136,160
その他業務収支(E-F)	20,724	△ 77,612
その他業務収益(E)	20,773	30,644
その他業務費用(F)	48	108,257
業務粗利益	1,135,333	1,031,829
業務粗利益率	1.06%	0.96%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2023年度79千円、2024年度350千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

[業務純益] (単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
業務純益	240,028	80,035
実質業務純益	244,507	89,796
コア業務純益	236,182	190,163
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	234,125	180,078

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

[資金運用収支の内訳]

科 目	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	106,518	107,034	1,160,350	1,195,388	1.08	1.11
うち貸出金	47,030	47,799	769,567	767,582	1.63	1.60
うち預け金	20,095	19,651	61,624	79,666	0.30	0.40
うち有価証券	35,783	35,654	304,234	319,063	0.85	0.89
資金調達勘定	103,024	103,299	35,855	81,133	0.03	0.07
うち預金積金	103,246	103,754	35,713	81,261	0.03	0.07

(注) 1. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度266百万円、2024年度500百万円)及び利息(2023年度0百万円、2024年度0百万円)を控除して表示しております。

[利ざや] (単位：%)

区 分	2023年度	2024年度
資金運用利回り	1.08	1.11
資金調達原価率	0.89	0.99
総資金利ざや	0.19	0.12

④ 受取利息及び支払利息の増減

[受取・支払利息の増減]

(単位：千円)

科 目	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	432	31,329	31,762	14,483	20,536	35,020
うち貸出金	3,341	0	3,341	15,909	△ 17,894	△ 1,984
うち預け金	△ 4,711	28,681	23,970	△ 1,280	19,322	18,041
うち有価証券	1,778	0	1,778	△ 983	15,813	14,829
支払利息	0	26,936	26,936	167	45,380	45,548
うち預金積金	0	26,936	26,936	167	45,380	45,548

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

⑤ 総資産経常利益率

⑥ 総資産当期純利益率

[利益率] (単位：%)

区 分	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.19	0.05
総資産当期純利益率	0.16	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高

[預金積金及び譲渡性預金平均残高] (単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
流動性預金	47,882	49,168
うち有利利息預金	42,256	43,807
定期性預金	55,039	54,244
うち固定金利定期預金	51,866	51,297
うち変動金利定期預金	0	0
その他	323	341
計	103,246	103,754
譲渡性預金	—	—
合 計	103,246	103,754

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

② 固定金利定期預金、変動金利定期預金の区分ごとの定期預金の残高

[定期預金残高] (単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
定期預金	51,070	50,206
うち固定金利定期預金	51,070	50,206
うち変動金利定期預金	0	0

貸出金等に関する指標

① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

[貸出金平均残高] (単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
割引手形	403	335
手形貸付	784	812
証書貸付	41,948	42,527
当座貸越	3,894	4,124
合 計	47,030	47,799

② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

[貸出金残高] (単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
貸出金	47,483	48,429
変動金利	14,786	15,715
固定金利	32,696	32,714

③ 担保種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

[貸出金の担保別内訳] (単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
当 金 庫 預 金 積 金	602	566
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	7,425	7,531
そ の 他	—	—
計	8,028	8,097
信用保証協会・信用保険	13,551	13,972
保 証	3,700	3,548
信 用	22,202	22,811
合 計	47,483	48,429

[債務保証見返の担保別内訳] (単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
当 金 庫 預 金 積 金	2	1
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	11	9
そ の 他	—	—
計	13	10
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	0	0
信 用	116	14
合 計	131	25

④ 使途別の貸出金残高

[貸出金使途別残高]

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	17,685	37.2	18,191	37.5
運 転 資 金	29,797	62.7	30,237	62.4
合 計	47,483	100.0	48,429	100.0

⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

[貸出金業種別内訳]

(単位：先、百万円、%)

区 分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	120	4,789	10.0	115	4,579	9.4
農 業、林 業	14	154	0.3	14	112	0.2
建 設 業	192	3,496	7.3	189	3,994	8.2
電気・ガス・熱供給・水道業	4	34	0.0	4	133	0.2
情 報 通 信 業	—	—	—	1	8	0.0
運 輸 業、郵 便 業	4	64	0.1	5	61	0.1
卸 売 業、小 売 業	131	2,144	4.5	132	2,093	4.3
金 融 業、保 険 業	14	7,533	15.8	15	8,213	16.9
不 動 産 業	98	4,513	9.5	98	5,036	10.3
物 品 賃 貸 業	1	1	0.0	1	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	4	16	0.0	4	13	0.0
宿 泊 業	11	84	0.1	11	62	0.1
飲 食 業	120	1,038	2.1	116	944	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	43	473	0.9	45	418	0.8
教 育、学 習 支 援 業	1	136	0.2	1	124	0.2
医 療、福 祉	19	1,052	2.2	19	1,157	2.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	104	2,092	4.4	108	2,029	4.1
小 計	880	27,627	58.1	878	28,984	59.8
地 方 公 共 団 体 等	3	6,275	13.2	3	5,631	11.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,011	13,580	28.5	3,046	13,813	28.5
合 計	3,894	47,483	100.0	3,927	48,429	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値

[預貸率]

(単位：%)

区 分	2023年度	2024年度
期 末 預 貸 率	46.85%	47.84%
期中平均預貸率	45.55%	46.07%

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別の残存期間別の残高

〔2023年度〕

(単位:百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	294	303	3,688	—	4,286
地 方 債	391	790	673	550	643	642	—	3,691
社 債	1,308	1,516	1,660	1,381	568	3,665	—	10,100
株 式	—	—	—	—	—	—	54	54
外 国 証 券	399	199	490	196	570	4,626	4,206	10,690
その他の証券	266	1,296	944	666	774	98	388	4,434

〔2024年度〕

(単位:百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	190	94	287	3,356	—	3,929
地 方 債	305	914	583	546	917	754	—	4,022
社 債	405	1,030	1,707	1,498	559	3,337	—	8,538
株 式	—	—	—	—	—	—	38	38
外 国 証 券	100	789	394	97	855	4,144	4,205	10,586
その他の証券	186	1,160	969	888	565	—	459	4,229

② 有価証券の種類別の平均残高

〔有価証券平均残高〕

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
国 債	4,958	4,821
地 方 債	3,808	4,336
社 債	10,771	9,612
株 式	39	31
外 国 証 券	11,190	11,725
その他の証券	5,015	5,127
合 計	35,783	35,654

③ 預証率の期末値及び期中平均値

〔預証率〕

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
期末預証率	32.81%	30.96%
期中平均預証率	34.65%	34.36%

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

④ 有価証券の取得価額、時価及び評価損益

〔満期保有目的の債券〕

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸 借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸 借 対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	120	120	0	—	—	—
	その他	400	406	6	—	—	—
	小 計	520	526	6	—	—	—
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	688	653	△ 35
	社 債	700	592	△ 107	916	742	△ 173
	その他	3,297	2,881	△ 416	4,098	3,353	△ 744
合 計	小 計	3,997	3,474	△ 523	5,703	4,750	△ 953
合 計		4,517	4,001	△ 516	5,703	4,750	△ 953

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	8	8
信金中金出資金	554	554
合 計	563	563

〔その他有価証券〕

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸 借 対照表 計上額	取得 原価	差 額	貸 借 対照表 計上額	取得 原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	45	31	14	16	11	4
	債 券	5,066	4,986	79	706	703	2
	国 債	303	298	4	—	—	—
	地方債	2,731	2,685	45	303	301	1
	社 債	2,031	2,002	28	403	401	1
	その他	568	546	22	357	345	12
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小 計	5,680	5,564	115	1,080	1,060	20
	株 式	—	—	—	13	19	△ 6
	債 券	12,192	13,158	△ 966	14,178	15,830	△ 1,652
	国 債	3,982	4,525	△ 542	3,929	4,822	△ 892
	地方債	960	1,057	△ 97	3,030	3,246	△ 215
	社 債	7,249	7,575	△ 326	7,218	7,762	△ 543
合 計	小 計	23,051	25,310	△ 2,259	24,551	27,630	△ 3,078
合 計		28,731	30,874	△ 2,143	25,632	28,690	△ 3,058

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

※上記「差額」欄のマイナス(評価損)に関しては、満期期限、市況等を鑑み計画的にメンテナンスを行ってまいります。

金銭の信託

① 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2023年度				2024年度			
貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの
500	499	△ 0	—	500	496	△ 3	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

リスク管理の状況

1 リスク管理の概要

1. リスク管理の基本方針

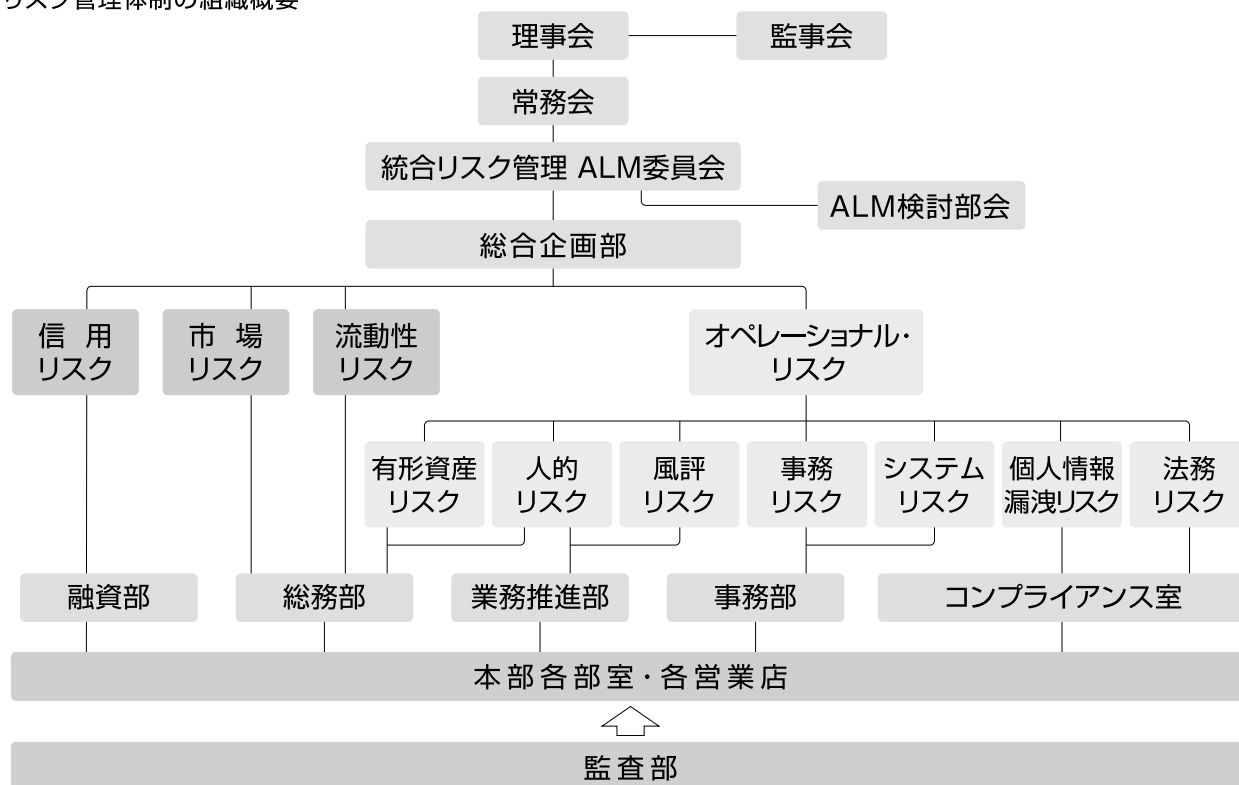
金融環境の大きな変化に伴い、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには、各種リスクの所在の認識と適切なコントロールにより、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

弊金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営に直結したリスク管理体制を構築し、リスク管理の充実・強化に努めております。

また、自己責任原則に基づくリスク管理の実効性をあげるため、総合企画部を2006年10月に設置し、各リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク）の統合的な管理を行っております。

2. リスク管理体制の組織概要



2 リスク管理の状況

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先（貸出先等）の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産含む）の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。弊金庫は、貸出に対しては個人及び中小零細企業事業者への融資を基本とし、小口多数によるリスク分散を図るとともに、当地域の業種の特性と著しく乖離した業種偏重融資や、特定先に対する与信集中を回避するなど信用リスクの軽減に努めております。また、信用リスクを適正にコントロールするとともに、経済の変動や業種の盛衰による影響を把握し、与信ポートフォリオ管理に努めております。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、市場流動性リスクと資金繰りリスクを言います。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引が不能になったり、通常よりも著しく不利な取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、弊金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる損失を被るリスクを言います。

役職員は資金繰りに支障をきたせば、経営破綻に直結し、地域経済および金融システム全体に重大な影響が及び恐れがあることを十分認識し、適切な資金繰り管理を行っております。

また、危機時における対応策については、理事会承認による「コンティンジェンシープラン：流動性リスク危機管理マニュアル」により、適切な対応を行うことに努めております。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことであり、主に金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等があります。

弊金庫では、資金の調達・運用については、「資金運用規程」「リスク管理規程」等に基づき、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度額等を遵守し、安全性・流動性を確保しつつ収益性を高めるとともに、預金の支払に支障をきたすことのないよう支払準備資産を確保することに努めております。

また、弊金庫は有価証券等の時価評価や資産・負債の現在価値、ストレステストによる金利リスクや価格変動リスク等について認識するとともに、仕組債等の特殊なリスク特性を持つ商品を運用する場合は、そのリスクを十分に理解のうえリスク・コントロールを行い、収益向上を目指すことを基本方針としております。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象等から生じる損失に係るリスクのことであり、リスク要因は広範に存在しておりますが、主に「事務リスク」「システム・リスク」「個人情報漏洩リスク」等があります。

コンプライアンスに関する事項

① コンプライアンスの体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、弊金庫は地元金融機関としての社会的立場から、地域社会の経済活動において、お客様はもちろん、地域社会から高い信頼を得ていくために、公共的使命という原点に立って、社会的倫理規範や価値観に沿った行動が重要であることを常に認識し、この理念のもとで業務運営を行っております。

コンプライアンスの徹底は、いわゆる金融機関の総合的なリスク管理として重要な位置付けとされているため、統括部署としてコンプライアンス室を設置し、各部室店に配置しているコンプライアンス担当者とともに、法令等遵守態勢及び整備を強化しているところであります。

② コンプライアンス基本方針

弊金庫は、地域金融機関として公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行することで、地域社会との信頼関係を確立し、もって地域経済の発展と住民の繁栄に貢献します。

○真に社会に通用する金融機関になるには、コンプライアンス（法令等遵守）こそが最重要課題と認識します。

○金融機関において、会社を動かすのは、そこで働いている人間であり、最終的には個々の役職員が違法行為、不当な行為を行わないことが最も重要です。

○金融機関にとっては、社会的信用そのものが経営資源の基本であることを認識します。

○日常的に、コンプライアンス（法令等遵守）を徹底する組織的態勢を構築し、それを維持・発展させ、コンプライアンスを重視する職場風土の醸成に努めます。

③ 柏崎信用金庫行動綱領

1.信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3.法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4.地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。

5.人権の尊重

すべての人々の人権を尊重します。

6.従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

7.環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

8.社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

9.反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威に対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マナー・ローダリング対策およびテロ資金供与・拡散金融対策の高度化に努めます。

4 利益相反管理方針

弊金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 弊金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 弊金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 弊金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 弊金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 弊金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 弊金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 弊金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、弊金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 弊金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

5 反社会的勢力に対する基本方針

弊金庫は、地域社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 弊金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。
2. 弊金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 弊金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行ないません。
4. 弊金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 弊金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※本方針において「反社会的勢力」とは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的行為を行う団体または個人をいいます。

※暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等の属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求等の行為要件にも着目して判断します。

6 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

弊金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

※「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）の全文につきましては、店頭やホームページなどで公表しています。

【個人情報に関する相談窓口】

柏崎信用金庫 コンプライアンス室	電話番号：0257（24）3321	FAX：0257（22）7747	Eメール:compla@ksbank.jp
---------------------	-------------------	------------------	-----------------------

7 お客さま本位の業務運営に関する基本方針

柏崎信用金庫（以下「弊金庫」）は「地域との共生」という経営理念にもとづいて、お客さまの安定的な資産形成を実現するために、「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

今後、役職員一人ひとりがこの基本方針にもとづいて行動し、質の高い金融サービスを提供してまいります。

1. お客さま本位の業務運営にかかる方針の策定・公表

- ・弊金庫は、「経営理念」「基本方針」「経営方針」に則り、役職員一人ひとりが、お取引先の元気と地域活性化への貢献に向けた取組みを行います。
- ・弊金庫は、上記の取組みを達成するため、金融庁が平成29年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全面的に採択し、「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」（以下「本方針」）を定めます。
- ・本方針は、弊金庫の発行するディスクロージャー誌およびホームページに掲載し、公表するとともに、商品概要説明書に収納して営業店ロビー備え置きとします。
- ・本方針に係る取組状況は、毎年度末で確認してホームページに掲載し、公表します。
- ・本方針は毎年度見直しのうえ、必要があれば改正します。

2. お客さまの最善の利益の追求

- ・弊金庫は、役職員一人ひとりが、お客さまに対して最善の利益を図る視点をもって、誠実・公正に業務を行うことで「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- ・弊金庫は、別に定める「利益相反管理方針」に則り、お客さまの利益が不当に損なわれることのないよう対応します。

4. 手数料の明確化

- ・弊金庫がお客様からいただく手数料は、原則として「手数料一覧表」に掲載し、店頭備え置き、商品概要説明書による縦覧、ホームページ掲載等により公表します。
- ・投資信託に関する手数料については、「投資信託商品ラインアップ」等にお客さまのご負担費用を商品毎に示すなど、分かりやすい開示に努めます。

5. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・弊金庫は、お客さまの金融知識・投資経験・財産の状況や取引の目的をお聞きしたうえで、適切な金融商品・サービスをお客さまがご理解いただける形で提案するよう努めます。

6. お客さまにふさわしいサービスの提供

- ・弊金庫は、協同組織の地域金融機関として、多様化するニーズを把握したうえで、お客さまにとって最適な商品・サービスの提供に努めます。
- ・金融商品の販売にあたっては、お客さまの知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に応じた適切な商品を提供するよう努めます。

7. 職員に対する適切な動機付けの枠組み等

- ・弊金庫では、職員一人ひとりが本方針に基づき、お客さまの最善の利益の追求を第一に考えて行動するよう、継続的に職員の能力開発を行います。
- ・職員に対する適切な動機づけを行い、「お客さま本位の業務運営」の実現と定着を図るため、金庫内の業績評価体系等の整備に努めます。

8 金融商品に係る勧誘方針

弊金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 弊金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、弊金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 弊金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 弊金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気付きの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

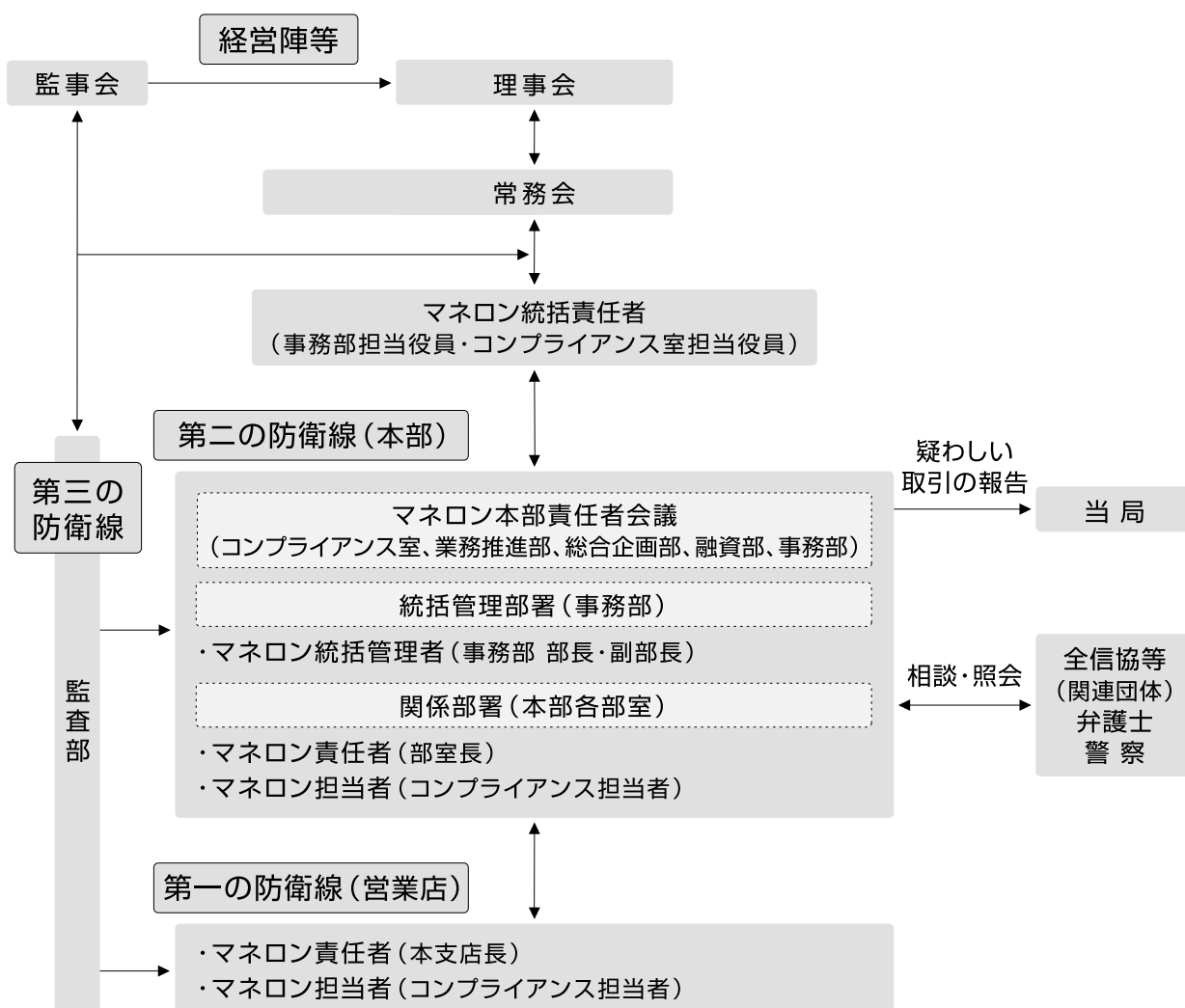
⑨ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策について

金融庁は、2018年2月に、金融機関における実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネー・ローンダリング等」という）防止対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング等防止対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、弊金庫ではマネー・ローンダリング等防止対策を経営上の重大な課題の一つと位置づけ、組織全体として実効的な管理態勢を構築し、その強化に取り組んでいます。

具体的には、マネー・ローンダリング等対応の統括責任者・主管部署を定め、関係部門との連携を図り、直面するリスクの特定・評価と、それに応じたリスク低減措置を講じるなど、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行い、金融犯罪防止に努めています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策管理体制図



※本体制図による「マネロン」は「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策」を表している。

地域金融円滑化のための基本方針

弊金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

① 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

また、中小企業のお客様の経営課題の把握・分析と主体的な取組みを促すための助言をし、経営課題を解決するための提案及び経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

② 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

弊金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

・態勢整備を図るために理事会等において決議した主な事項は次のとおりです。

基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定（2010年1月20日制定、2015年4月1日一部改定）、金融円滑化管理責任者の選任等（2010年1月20日）。

・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融資部）は、必要に応じて随時、融資審査方法及び与信管理方法の見直しに努めてまいります。

・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、営業店の金融円滑化対応責任者と連携して顧客保護を図るための取組みを強化いたします。

・顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行ってまいります。

・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施いたします。

・顧客の事業価値を適切に見極めるための目利き能力等の向上に努めてまいります。

③ 他の金融機関等との緊密な連携

弊金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談・ご要望及び苦情相談に対して、下記の窓口を設置しております。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 融資部	電話番号：0257-24-3321
------------	-------------------

金融ADRに関する事項（苦情処理措置・紛争解決措置等の概要）

① 苦情処理措置

弊金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するために、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。苦情は、弊金庫営業日（9時～17時）に営業店またはコンプライアンス室（電話：0257-24-3321）にお申し出ください。

② 紛争解決措置

弊金庫は、紛争解決のため、弊金庫営業日に下記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際にはお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所」または弊金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 コンプライアンス室	電話番号：0257（24）3321	FAX：0257（22）7747	Eメール：compla@ksbank.jp
---------------------	-------------------	------------------	-----------------------

役職員の報酬体系に関する事項

1 対象役員

弊金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、弊金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、弊金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法や支払時期等を規程で定めております。

2. 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	73百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」62百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

弊金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、弊金庫の非常勤役員、弊金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、弊金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

財産の状況（直近2事業年度）

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資 産	2023年度	2024年度	負債及び純資産	2023年度	2024年度
現 金	674	728	預金積金	101,344	101,220
預け金	18,342	18,099	当座預金	2,205	2,165
買入金銭債権	2,929	3,161	普通預金	44,390	45,133
金銭の信託	500	500	貯蓄預金	94	83
有価証券	33,257	31,344	通知預金	103	54
国債	4,286	3,929	定期預金	51,070	50,206
地方債	3,691	4,022	定期積金	3,122	2,843
社債	10,100	8,538	その他の預金	358	733
株式	54	38	その他負債	171	196
その他の証券	15,125	14,816	未決済為替借	45	19
貸出金	47,483	48,429	未払費用	51	95
割引手形	369	242	給付補填備金	0	0
手形貸付	738	857	未払法人税等	0	0
証書貸付	42,348	42,956	前受収益	7	7
当座貸越	4,027	4,373	払戻未済金	0	0
その他資産	750	739	職員預り金	39	44
未決済為替貸	18	7	資産除去債務	11	11
信金中金出資金	554	554	その他の負債	14	15
前払費用	—	1	賞与引当金	30	34
未収収益	119	119	役員退職慰労引当金	78	89
その他の資産	58	56	睡眠預金払戻損失引当金	0	2
有形固定資産	546	526	偶発損失引当金	10	4
建物	311	296	債務保証	131	25
土地	99	99	負債の部合計	101,767	101,573
その他の有形固定資産	136	130	出資金	565	564
無形固定資産	39	39	普通出資金	565	564
その他の無形固定資産	39	39	利益剰余金	4,564	4,617
前払年金費用	193	209	利益準備金	565	565
繰延税金資産	189	218	その他利益剰余金	3,999	4,052
債務保証見返	131	25	特別積立金	3,585	3,835
貸倒引当金	△ 319	△ 329	当期末処分剰余金	414	217
（うち個別貸倒引当金）	（△ 290）	（△ 290）	会員勘定合計	5,129	5,182
			その他有価証券評価差額金	△ 2,175	△ 3,063
			評価・換算差額等合計	△ 2,175	△ 3,063
			純資産の部合計	2,954	2,118
合 計	104,721	103,692	合 計	104,721	103,692

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 8年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は125百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
退職給付債務等の内容については、以下のとおりであります。
退職給付債務(期末自己都合要支給額) 343百万円
年金資産時価 553百万円
当期は年金資産時価が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用に計上するとともに、退職給付費用に戻しております。
弊金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、弊金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への

拠出額を退職給付費用として処理しております。

連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、弊金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております(当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております)。

なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める弊金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

●総合設立型厚生年金基金

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

②制度全体に占める弊金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分) 0.0794%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月間の元利均等定率償却であり、弊金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金15百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は弊金庫の実際の負担割合とは一致しません。

●連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)

①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	95百万円
年金財政計算上の数理債務額	79百万円
差引額	16百万円

②第1給付部分全体に占める弊金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分) 1.3819%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,443千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、弊金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金3千円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は弊金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13.固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14.会計上の見積もりにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

15.理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円

16.有形固定資産の減価償却累計額 1,384百万円

17.有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円

18.信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第3条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその

有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	491百万円
危険債権額	383百万円
三月以上延滞債権額	該当ございません。
貸出条件緩和債権額	該当ございません。
合計額	874百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は242百万円であります。
20. 為替決済取引の担保として預け金（信金中央金庫定期預金）2,400百万円、当座貸越取引の根担保として預け金（信金中央金庫定期預金）1,800百万円、日本銀行取引の担保として有価証券234百万円、公金収納事務取引の担保として現金3百万円をそれぞれ差し入れております。
21. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する弊金庫の保証債務の額は120百万円であります。
22. 出資1口当たりの純資産額 1,875円91銭
23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

弊金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

弊金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

弊金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による統合リスク管理ALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(I) 金利リスクの管理

弊金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合リスク管理ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(II) 為替リスクの管理

弊金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(III) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び統合リスク管理ALM委員会において定期的に報告されております。

(IV) 市場リスクに係る定量的情報

弊金庫では、「有価証券」「買入金銭債権」「貸出金」「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

弊金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,647百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

弊金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	18,099	17,809	△ 290
(2) 買入金銭債権	3,161	3,146	△ 14
(3) 金銭の信託	500	496	△ 3
(4) 有価証券	31,335	30,382	△ 953
満期保有目的の債券	5,703	4,750	△ 953
その他有価証券	25,632	25,632	—
(5) 貸出金（*1）	48,429		
貸倒引当金（*2）	△ 329		
	48,099	48,195	95
金融資産計	101,196	100,030	△ 1,165
(1) 預金積金（*1）	101,220	100,898	△ 322
金融負債計	101,220	100,898	△ 322

（*1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私寡債は、債券の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、25.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)	8
信金中金出資金(*2)	554
合 計	563

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、26.も同様であります。

売買目的有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	688	653	△ 35
	短期社債	—	—	—
	社債	916	742	△ 173
	その他	4,098	3,353	△ 744
	小計	5,703	4,750	△ 953
合 計		5,703	4,750	△ 953

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ございません。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	16	11	4
	債券	706	703	2
	国債	—	—	—
	地方債	303	301	1
	短期社債	—	—	—
	社債	403	401	1
	その他	357	345	12
	小計	1,080	1,060	20
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	13	19	△ 6
	債券	14,178	15,830	△ 1,652
	国債	3,929	4,822	△ 892
	地方債	3,030	3,246	△ 215
	短期社債	—	—	—
	社債	7,218	7,762	△ 543
	その他	10,360	11,779	△ 1,419
	小計	24,551	27,630	△ 3,078
合 計		25,632	28,690	△ 3,058

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	28	8	—
債券	799	0	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	799	0	0
その他	2,270	20	118
合 計	3,098	29	119

27. 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち時価が 貸借対照 表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が 貸借対照 表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	500	496	△ 3	—	500

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,741百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,542百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも弊金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、弊金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金 76百万円	その他有価証券評価差額金 5
減価償却超過額 43	前払年金費用 57
役員退職慰労引当金 25	繰延税金負債合計 63
賞与引当金 9	繰延税金資産の純額 218百万円
繰越欠損金 122	
その他 3	
繰延税金資産合計 281	

(追加情報)
法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は6百万円増加し、法人税等調整額は6百万円増加しております。

30. 追加情報

令和7年4月に額面2,600百万円の有価証券を売却し、その結果425百万円の売却損を計上しました。

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度		2024年度	
経常収益		1,327,129		1,385,173
資金運用収益	1,160,350		1,195,388	
貸出金利息	769,567		767,582	
預け金利息	61,624		79,666	
有価証券利息配当金	304,234		319,063	
その他の受入利息	24,924		29,075	
役務取引等収益	123,774		131,698	
受入為替手数料	48,462		47,864	
その他の役務収益	75,312		83,833	
その他業務収益	20,773		30,644	
国債等債券売却益	8,325		7,741	
その他の業務収益	12,448		22,902	
その他経常収益	22,230		27,442	
償却債権取立益	2,569		2,835	
株式等売却益	18,818		19,094	
金銭の信託運用益	793		1,499	
その他の経常収益	49		4,013	
経常費用		1,116,495		1,324,641
資金調達費用	35,935		81,483	
預金利息	35,551		80,997	
給付補填備金繰入額	162		264	
その他の支払利息	222		222	
役務取引等費用	133,580		136,160	
支払為替手数料	10,891		10,694	
その他の役務費用	122,689		125,466	
その他業務費用	48		108,257	
国債等債券売却損	—		45,399	
国債等債券償還損	—		62,710	
その他の業務費用	48		147	
経費	903,716		953,812	
人件費	534,862		579,073	
物件費	330,734		345,572	
税金	38,118		29,166	
その他経常費用	43,214		44,927	
貸倒引当金繰入額	34,573		26,510	
貸出金償却	—		1,178	
株式等売却損	—		11,241	
その他の経常費用	8,640		5,996	
経常利益		210,633		60,532
特別損失		27,518		0
固定資産処分損	27,518		0	
税引前当期純利益		183,115		60,532
法人税、住民税及び事業税		690		690
法人税等調整額		7,196		△ 1,873
法人税等合計		7,886		△ 1,183
当期純利益		175,229		61,715
繰越金(当期首残高)		238,831		155,923
当期末処分剰余金		414,060		217,639

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たり当期純利益金額 54円63銭

③ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	414,060,966	217,639,488
利益準備金取崩額	339,500	453,000
剰余金処分別	258,476,909	8,466,519
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年1.50%) 8,476,909	(年1.50%) 8,466,519
特別積立金	250,000,000	—
繰越金(当期末残高)	155,923,557	209,625,969

会計監査人による監査

2025年6月18日開催の第81回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、森山公認会計士事務所 公認会計士 森山昭彦 氏・和田亮公認会計士事務所 公認会計士 和田亮 氏の監査を受けております。

代表者による確認

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月19日

柏崎信用金庫 理事長 小出 昭夫

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	588	588	350	237	100.00	100.00
	2024年度	491	491	256	235	100.00	100.00
危 険 債 権	2023年度	286	275	223	52	96.26	83.09
	2024年度	383	337	282	55	88.06	54.89
要 管 理 債 権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
小 計 (A)	2023年度	874	864	573	290	98.77	96.45
	2024年度	874	828	538	290	94.76	86.39
正 常 債 権 (B)	2023年度	46,909					
	2024年度	47,740					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年度	47,783					
	2024年度	48,615					

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【貸倒引当金内訳】

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	24	29	—	24	29
	2024年度	29	38	—	29	38
個別貸倒引当金	2023年度	260	280	—	250	290
	2024年度	290	268	16	251	290
合 計	2023年度	284	310	—	275	319
	2024年度	319	307	16	280	329

貸出金償却の額

【貸出金償却】

(単位:千円)

2023年度	—
2024年度	1,178

自己資本の充実の状況

〈定性的な開示事項〉

① 自己資本調達手段の概要

弊金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	柏崎信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	564百万円
配当率	年1.50%
償還期限	—

② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、弊金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実効性の高いものであります。

③ 信用リスクに関する次に掲げる事項（証券化エクスポージャーを除く）

①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、弊金庫が損失を受けるリスクをいいます。弊金庫では、信用リスクを弊金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と順守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、弊金庫では、信用格付制度を導入しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、統合リスク管理ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「資産償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・「株式会社格付投資情報センター」
- ・「株式会社日本格付研究所」
- ・「Moody's」
- ・「S&Pグローバル・レーティング」

④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

弊金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解いただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスクの削減手法として、弊金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ新潟県信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当ございません。

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続きの概要】

弊金庫では、オペレーショナル・リスクについて、特に、事務リスクとシステム・リスクを重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理規程を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な監査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しており、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理ALM委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会、常務会など、経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

【オペレーショナル・リスク相当額及びその算出に使用する手法の名称】

弊金庫は標準的計測手法かつILMを「1」により算定しております。

(単位：百万円)

2024年度オペレーショナル・リスク量	150
---------------------	-----

⑧ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、弊金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を、ストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、定期的に統合リスク管理ALM委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、組合等への出資金に関しては、弊金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用マニュアル」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」に従った適正な処理を行っております。

⑨ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

弊金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク (以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しております。将来収入への影響については、ΔNIIを用いております。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、統合リスク管理ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っております。報告は毎月統合リスク管理ALM委員会に行っておりますが、市況急変時には臨時統合リスク管理ALM委員会を開催し、金利リスク削減の検討を行います。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

デリバティブ取引 (国債先物や金利スワップ取引等) などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

〔金利リスクの算定手法の概要〕

- (1) 開示事項に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算定基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。
 - ③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要度が低いと判断した通貨については計測対象外としております。
 - ⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
割引金利にスプレッドは含めていますが、 Δ EVE及び Δ NII計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
 - ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前年度と同様の方法で算出しております。
 - ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しております。
- (2) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ①金利ショックに関する説明
 Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、一定のシナリオに基づく金利変動およびVaRとしております。
 - ②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)
VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。弊金庫では、バックテストの実施やストレステストを用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。

〈単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項〉

① 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,121	5,173
うち、出資金及び資本剰余金の額	565	564
うち、利益剰余金の額	4,564	4,617
うち、外部流出予定額(△)	8	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	39	43
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	39	43
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,160	5,217
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	39	39
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	39	39
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	140	149
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	180	189
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,980	5,027
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,000	36,402
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 84	△ 77
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,079	1,884
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	38,079	38,286
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.07%	13.13%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

＜定量的な開示事項＞

① 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	36,000	1,440	36,402	1,456
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	32,621	1,304	31,514	1,260
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	40	1	20	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	61	2	61	2
我が国の政府関係機関向け	194	7	243	9
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,561	182	5,684	227
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			730	29
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	10,938	437	10,627	425
中小企業等向け及び個人向け	6,962	278		
中堅中小企業等向け及び個人向け			3,818	152
トランザクター向け			175	7
抵当権付住宅ローン	1,192	47		
不動産取得等事業向け	5,505	220		
不動産関連向け			6,777	271
自己居住用不動産等向け			2,639	105
賃貸用不動産向け			3,548	141
事業用不動産関連向け			—	—
その他不動産関連向け			37	1
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			1,403	56
三月以上延滞等	29	1		
延滞等向け			322	12
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			82	3
取立未済手形	3	0	1	0
信用保証協会等による保証付	425	17	401	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	41	1		
出資等のエクスポージャー	41	1		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			40	1
上記以外	2,666	106	2,029	81
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	639	25	632	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	474	18	685	27
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	1,552	62	—	—

(単位：百万円)

項 目		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—		
	短期STC要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		3,374	134	4,851	194
	ルック・スルー方式	3,374	134	4,851	194
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引				—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		△ 84	△ 3	△ 77	△ 3
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)		88	3	113	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		0	0	0	0
□.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		2,079	83	1,884	75
	BI			1,256	
	BIC			150	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		38,079	1,523	38,286	1,531

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

② 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

【地域別・業種別・残存期間別】

（単位:百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エクス ポージャー	延滞 エクス ポージャー
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	国 内	90,668	92,296	131	1,634	18,870	18,044	—	—	132	870
	国 外	6,833	6,837	—	—	6,833	6,837	—	—	—	—
	地 域 別 合 計	97,501	99,134	131	1,634	25,704	24,882	—	—	132	870
	製 造 業	6,101	5,942	71	152	1,201	1,201	—	—	0	226
	農 業、林 業	159	118	—	0	—	—	—	—	—	46
	漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	3,700	4,378	58	246	100	100	—	—	36	36
	電気・ガス・熱供給・水道業	855	1,058	—	2	801	902	—	—	—	—
	情 報 通 信 業	502	411	—	—	495	396	—	—	—	—
	運 輸 業、郵 便 業	74	286	—	14	—	200	—	—	—	—
	卸 売 業、小 売 業	2,974	2,796	—	84	802	601	—	—	2	75
	金 融 業、保 険 業	27,481	29,490	—	9	5,224	4,230	—	—	—	—
	不 動 産 業	6,197	6,507	—	12	1,402	1,202	—	—	—	38
	物 品 賃 貸 業	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	16	13	—	0	—	—	—	—	—	—
	宿 泊 業	84	63	—	0	—	—	—	—	2	0
	飲 食 業	1,121	1,199	—	6	—	192	—	—	13	13
	生活関連サービス業、娯楽業	515	467	—	12	—	—	—	—	—	147
	教 育、学 習 支 援 業	136	124	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療・福 祉	1,315	1,228	—	17	201	—	—	—	0	0
	そ の 他 の サ ー ビ ス	2,472	2,478	—	73	200	200	—	—	22	25
	国・地方公共団体等	25,760	22,951	—	—	15,273	15,654	—	—	—	—
	個 人	13,056	14,366	0	1,001	—	—	—	—	54	259
	そ の 他	4,972	5,247	—	0	—	—	—	—	—	—
	業 種 別 合 計	97,501	99,134	131	1,634	25,704	24,882	—	—	132	870
	1 年 以 下	19,407	9,585	58	569	2,143	865	—	—		
	1 年 超 3 年 以 下	15,929	16,090	60	513	2,507	2,772	—	—		
	3 年 超 5 年 以 下	15,758	13,244	0	16	2,705	2,823	—	—		
	5 年 超 7 年 以 下	6,809	8,283	11	—	2,454	2,360	—	—		
	7 年 超 10 年 以 下	7,639	13,799	0	0	2,153	2,770	—	—		
	10 年 超	20,927	33,380	—	—	13,739	13,290	—	—		
	期間の定めのないもの	11,031	4,750	—	534	—	—	—	—		
	残 存 期 間 別 合 計	97,501	99,134	131	1,634	25,704	24,882	—	—		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③三月以上限度額を超過した当座貸越であること 4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。5.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 *20ページをご参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位:百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	27	35	35	46	—	—	27	35	35	46	—	—
農 業、林 業	27	45	43	24	—	—	27	24	45	42	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	33	33	27	17	—	9	27	20	33	21	—	10
電気・ガス熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	0	5	5	14	—	2	0	2	5	14	—	2
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	6	6	6	3	—	—	6	6	6	3	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	2	2	2	—	—	2	2	0	2	—	—	2
飲 食 業	5	5	5	4	—	1	5	3	5	4	—	1
生活関連サービス業、娯楽業	89	93	93	86	—	—	89	93	93	86	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	17	18	18	18	—	—	17	18	18	18	—	—
小 計	210	242	242	215	—	16	210	204	242	238	—	17
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	49	47	44	52	—	—	46	47	47	52	—	—
合 計	260	290	280	268	—	16	250	251	290	290	—	—

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウエイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	728	－	－	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,196	－	－	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	－	100	－	20	20%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	9,877	－	9,877	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	612	－	612	－	61	10%
我が国の政府関係機関向け	3,165	－	3,165	－	243	8%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	27,182	－	27,182	－	5,684	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,004	－	3,004	－	730	24%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	16,592	3,279	15,452	328	10,627	67%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,048	12,485	7,365	722	3,818	47%
トランザクター向け	－	10,178	－	538	175	33%
不動産関連向け	13,346	－	13,269	－	6,777	51%
自己居住用不動産等向け	8,607	－	8,560	－	2,639	31%
賃貸用不動産向け	4,120	－	4,093	－	3,548	87%
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	65	－	63	－	37	60%
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	1,403	－	1,403	－	1,403	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	318	20	316	1	322	101%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	167	－	167	－	82	49%
取立未済手形	7	－	7	－	1	20%
信用保証協会等による保証付	4,025	330	4,025	33	401	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	40	－	40	－	40	100%
合計					29,484	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウエイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用後															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金																
我が国の中央政府及び 中央銀行向け																
外国の中央政府及び 中央銀行向け				100												
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	9,877															
外国の中央政府等以外の 公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		612														
我が国の政府関係機関向け	30	3,134														
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け				23,450		1,500							2,231			
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け				1,803		1,000							100			
カバード・ボンド向け																
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)				1,501									5,467			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け 及び個人向け												538				
トランザクター向け		9,640										538				
不動産関連向け				303	179	531		211		594		366	374		378	
自己居住用不動産等向け				303	179	415				594			374			
賃貸用不動産向け						115		211				366			315	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															63	
A D C 向け																
劣後債権及び その他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)													79			
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				7												
信用保証協会等による保証付	40	4,018														
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付																
株式等																
合 計	9,949	7,765		25,363	179	2,031		211		594		905	8,152		378	

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用後																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金																	
我が国の中央政府及び 中央銀行向け																	
外国の中央政府及び 中央銀行向け																100	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																9,877	
外国の中央政府等以外の 公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																612	
我が国の政府関係機関向け																3,165	
地方三公社向け																	
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け																27,182	
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け																2,903	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)		487		7,304			1,020									15,780	
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け 及び個人向け		6,353					1,195									8,087	
トランザクター向け																538	
不動産関連向け	6,670	541					552	2,562				3				13,269	
自己居住用不動産等向け	6,670	22														8,560	
賃貸用不動産向け		518						2,562				3				4,093	
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																63	
A D C 向け																	
劣後債権及び その他資本性証券等												1,403				1,403	
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）							70					167				317	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞							167									167	
取立未済手形																7	
信用保証協会等による保証付																4,058	
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付																	
株式等													40			40	
合計	6,670	7,381		7,304			3,005	2,562				1,574	40			84,070	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	23,478
10%	—	7,548
20%	8,661	25,900
35%	—	3,497
50%	4,554	2,272
75%	—	5,180
100%	701	15,225
150%	—	6
250%	—	246
合計	13,917	83,356

- (注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	64,888	3,458	10.000	55,065
40%～70%	11,184	7,522	10.000	13,617
75%	4,267	1,714	11.000	8,812
80%	—	—	—	—
85%	8,082	2,878	10.000	4,093
90%～100%	2,493	536	10.000	1,037
105%～130%	2,579	—	—	—
150%	1,547	6	10.000	1,403
250%	40	—	—	40
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	95,083	16,116	10.000	84,070

- (注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2.[CCFの加重平均値 (%)]とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

3 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,754	1,902	10,507	15,187	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	25	4
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計	313	383	58	75
(i) 外国為替関連取引	237	348	47	69
(ii) 金利関連取引	34	6	6	1
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	21	6	0	0
(v) 貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	20	22	4	4
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	313	383	58	75

	2023年度	2024年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
・該当ございません。
- ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
・該当ございません。

⑥ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	45	45	29	29
非上場株式等	8	8	8	8
合 計	54	54	38	38

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	4	8
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	0	0

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

7 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	9,498	9,451
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

8 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,921	4,172	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	60	68
3	スティープ化	3,521	3,761		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,921	4,172	60	68
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,027		4,980	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。